

視聴覚室使用内規

(昭和 56 年 10 月 2 日)

改正 平成 2 年 3 月 1 日 平成 3 年 2 月 28 日

第 1 条 この内規は、京都市立芸術大学附属図書館利用規程第 16 条の規定に基づいて視聴覚室及び視聴覚室備付けの機器（以下「視聴覚室等」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 附属図書館所蔵のレコード、コンパクトディスク、レーザーディスク、磁気録音・録画テープ及びその他の視聴覚資料（以下「レコード等」という。）を利用する時に限り、視聴覚室等を使用することができる。

第 3 条 視聴覚室等を使用することができる者は、京都市立芸術大学附属図書館利用規程第 5 条に定める者とする。

第 4 条 使用できる時間は、図書館が平常開館されている日の月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。ただし、必要に応じて臨時に変更することがある。

第 5 条 視聴覚室等で 1 回に利用できるレコード等は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|-------|
| (1) レコード、コンパクトディスク（1 枚もの） | 3 枚以内 |
| (2) レコード、コンパクトディスク（アルバム等） | 1 セット |
| (3) レーザーディスク | 1 枚 |
| (4) 磁気録音・録画テープ | 1 巻 |

第 6 条 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に基づき、レコード等の複製録音・録画は認めない。

第 7 条 視聴覚室等を使用したい時には、所定の視聴覚室使用申込書（別記様式）に記入のうえ許可を得なければならない。

附 則

この内規は、昭和 56 年 10 月 2 日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 1 日）

この内規は、平成 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 2 月 28 日）

この内規は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

視 聴 覚 室 使 用 申 込 書

(あて先) 京都市立芸術大学附属図書館長

氏名	
所属	美術学部 音楽学部 _____ 回生 大学院 (美術・音楽) 教職員

視聴覚室の使用許可をお願いいたします。

ヘッドホン 番号	返却印			入退出 時間	年 月 日()	
	1	2	3		時	分
	4	5	6		時	分
利 用 資 料						
分類番号 登録番号	資 料 名			数 量	返却印	